

平成25年度における大阪家庭裁判所の裁判事務の分配，裁判官の配置及び裁判官に差し支えがあるときの代理順序等を次のとおり定める。

平成24年12月21日

一部改正平成25年 3月11日

大阪家庭裁判所

第1編 本庁

第1章 部及び係の設置，裁判官の配置及び開廷日割

(部及び係の設置)

第1条 大阪家庭裁判所に，家事第1部，家事第2部，家事第3部，家事第4部，少年第1部及び少年第2部を置く。

2 家事第1部にはA，B及びCの各係を，家事第2部にはA，B，C及びDの各係を，家事第3部には遺産分割A，B及びCの各係並びに財産管理A，B及びCの各係を，家事第4部には人事訴訟A，B及びDの各係並びに後見A，B，C，D及びEの各係を，少年第1部にはイ，ロ及びハの各係を，少年第2部にはイ，ロ，ハ，ニ及び交通の各係をそれぞれ置く。

(裁判官の配置)

第2条 裁判官を別紙第1記載のとおり配置する。

(開廷日割)

第3条 各部の開廷日割は，次のとおりとする。

- (1) 合議事件 随時
- (2) 単独事件 毎日

第2章 裁判事務の分配

第1節 家事部

(用語の定義)

第4条 家事部の取り扱う事件に関する用語の定義は，別紙第2記載のとおりとする。

(合議事件の分配)

第5条 法律において合議体で審判又は審理及び裁判すべきものと定められた事件は、受理の順序に従い、家事第1部、家事第2部、家事第3部及び家事第4部に順次均等に分配する。ただし、裁判所書記官を除く裁判所職員に対する除斥及び忌避事件は、次に掲げる部を除いて分配する。

- (1) 裁判官に対する除斥又は忌避事件については、その裁判官が本務として属する部
- (2) 家事調停官に対する除斥又は忌避事件については、当該家事調停官を指定した裁判官が本務として属する部
- (3) 参与員に対する除斥又は忌避事件若しくは家庭裁判所調査官又は家事調停委員に対する除斥事件については、その申立てがあった事件の係属する部

2 裁判官に対する除斥又は忌避事件と同時に申し立てられた、裁判所書記官を除く裁判所職員に対する除斥又は忌避事件は、前項の規定にかかわらず、当該裁判官の除斥又は忌避事件が分配された部に分配する。

3 合議体で審判又は審理及び裁判をする旨の決定をした事件は、当該事件の分配を受けた部が処理する。

4 合議体の構成は、当該部の裁判官が、下級裁判所事務処理規則の定めに従って、協議して定める。

(裁判所書記官に対する除斥及び忌避事件の分配)

第5条の2 裁判所書記官に対する除斥又は忌避事件は、受理の順序に従い、家事第1部、家事第2部、家事第3部及び家事第4部（ただし、当該裁判所書記官が所属する部を除く。）に順次均等に分配する。

2 裁判官の除斥又は忌避事件と同時に申し立てられた裁判所書記官の除斥又は忌避事件は、前項の規定にかかわらず、当該裁判官の除斥又は忌避事件が分配された部に分配する。

(差戻事件，再審事件の分配)

第6条 差戻事件，再審事件は，遺産分割事件及び財産管理事件については家事第3部に，後見事件，人事訴訟関係事件（家事第4部で処理された277条事件及び調停に代わる審判で終了した事件を含む。）及び損害賠償請求事件については家事第4部に分配し，その余の事件については，受理の順序に従い，原裁判をした裁判官が属さない家事第1部又は家事第2部に分配する。

2 各部における各係に対する上記事件の分配は，別紙第3の家事事件分配割合表（以下「家事事件分配表」という。）の事件の区分ごと（家事第4部においては，家事事件分配表の「訴訟等」の事件区分の「人事訴訟事件」の区分による。）に，原則として，受理の順序に従い，同表に定める割合によるほか，当該部において定める。ただし，原裁判をした裁判官の係には分配しない。

(家事審判事件，家事調停事件等の分配)

第7条 即日審判事件は，家事事件分配表の定める割合に従って家事部裁判官の協議により当該日の担当係と定められた係にその日の事件を分配する。継続処理の必要が生じた事件は，次項の家事審判事件として取り扱う。

2 家事審判事件（即日審判事件を除く。）及び家事調停事件は，家事事件分配表の事件の区分ごとに（その他の別表第一審判事件については，家事事件手続法別表第一の各項目に掲げられた事項ごと，その他の別表第二審判事件については，家事事件手続法別表第二の各項目に掲げられた事項ごととする。以下同じ。），受理の順序に従い，同表に定める割合により，家事第1部，家事第2部，家事第3部及び家事第4部に分配する。ただし，同一被相続人に係る相続放棄申述受理事件及び相続の承認又は放棄の期間の伸長申立事件については，前件（即日審判事件を除く。）を処理した部に分配し，現に家事第1部及び家事第2部に係属する事件（事件終局後，事件簿の当該事件の結果欄に終局結果が登載されるまでは係属中の事件とみなす。）の関連事件は，当該部に分配することとし，遺言書の検認等事件については，現に家事第3部に係属する事件（事件終局後，事件簿の

当該事件の結果欄に終局結果が登載されるまでは係属中の事件とみなす) の関連事件は、当該部に分配する。

3 調停から移行した別表第二審判事件は、前項の定めにかかわらず、調停事件が係属していた部に分配する。

4 各部における各係に対する上記事件の分配は、家事事件分配表の事件の区分ごとに、原則として、受理の順序に従い、同表に定める割合によるほか、当該部において定める。

5 児童虐待の防止等に関する法律の規定による臨検捜索許可状の請求事件は、受理の順序に従い、家事事件分配表に定める割合により、家事第1部及び家事第2部に分配する。

(2) 家事第1部及び家事第2部における各係に対する同事件の分配は、原則として、受理の順序に従い、同分配表に定める割合によるほか、当該部において定める。

6 児福28条事件、後見事件及び財産管理事件については、1通の申立書で申し立てられた場合、事件数が数件であっても、分配上1件として取り扱う。

(人事訴訟関係事件及び損害賠償請求事件の分配)

第8条 人事訴訟関係事件及び損害賠償請求事件は、家事第4部に分配する。

2 家事第4部における各係に対する人事訴訟関係事件の分配は、家事事件分配表の事件の区分ごとに、原則として、受理の順序に従い、同表に定める割合によるほか、家事第4部において定める。損害賠償請求事件(移送を受けた事件を含む。)は、関連する人事訴訟事件が係属する係に分配する。なお、家事第4部は、同部の裁判官の判断により、人事訴訟関係事件及び損害賠償請求事件に関連する277条事件及びその他の調停事件を処理することができる。

(執行関係訴訟事件の分配)

第9条 遺産分割事件及び遺産関係事件に関する執行関係訴訟事件は、家事第3部に分配する。

(2) 家事第3部における各係に対する上記事件の分配は、家事事件分配表の事件の区分ごとに、原則として、受理の順序に従い、同表に定める割合によるほか、家事第3部において定める。

2 上記事件を除くその他の審判・調停事件（ただし、家事第4部において成立した調停事件を除く。）に関する執行関係訴訟事件は、家事事件分配表の事件の区分ごとに、原則として、受理の順序に従い、同表に定める割合により、家事第1部及び家事第2部に分配する。ただし、当該債務名義の作成に関与した裁判官が現に家事第1部又は家事第2部に配置されているときは、当該裁判官が配置されている部に分配する。

(2) 家事第1部及び家事第2部における各係に対する上記事件の分配は、原則として、受理の順序に従い、家事事件分配表に定める割合によるほか、当該部において定める。

3 人事訴訟関係事件及び損害賠償請求事件に関する執行関係訴訟（家事第4部において成立した調停事件に関する執行関係訴訟事件を含む。）は、家事第4部に分配する。

(2) 家事第4部における各係に対する上記事件の分配は、原則として、受理の順序に従い、家事事件分配表に定める割合によるほか、家事第4部において定める。

（共助事件の分配）

第10条 遺産分割事件、遺産関係事件及び財産管理事件に関する共助事件は家事第3部に分配する。

(2) 家事第3部における各係に対する上記共助事件の分配は、原則として、家事事件分配表の事件の区分ごとに、受理の順序に従い、同表に定める割合によるほか、家事第3部において定める。

2 後見事件に関する共助事件は家事第4部に分配する。

(2) 家事第4部における各係に対する上記共助事件の分配は、原則として、家事

事件分配表の事件の区分ごとに、受理の順序に従い、同表に定める割合によるほか、家事第4部において定める。

3 上記事件を除くその他の審判・調停事件に関する共助事件は、受理の順序に従い、家事事件分配表に定める割合により、家事第1部及び家事第2部に分配する。

(2) 家事第1部及び家事第2部における各係に対する上記共助事件の分配は、原則として、受理の順序に従い、家事事件分配表に定める割合によるほか、当該部において定める。

4 人事訴訟関係事件及び損害賠償請求事件に関する共助事件は家事第4部に分配する。

(2) 家事第4部における各係に対する上記共助事件の分配は、原則として、家事事件分配表の事件の区分ごとに、受理の順序に従い、同表に定める割合によるほか、家事第4部において定める。

(雑事件(除斥、忌避に関する事件を除く。))の分配)

第11条 審判・調停に関する雑事件は、基本となる事件が係属していた部に分配する。

(2) 各部における各係に対する上記事件の分配は、基本となる事件が係属していた係に分配することを原則とするほか、当該部において定める。

2 基本となる事件のない審判・調停に関する雑事件は、受理の順序に従い、家事事件分配表に定める割合により、家事第1部及び家事第2部に分配する。

(2) 家事第1部及び家事第2部における各係に対する上記雑事件の分配は、原則として、受理の順序に従い、家事事件分配表に定める割合によるほか、当該部において定める。

3 人事訴訟関係事件及び損害賠償請求事件に関する雑事件(家事第4部において成立した調停事件に関する雑事件を含む。)は、家事第4部に分配する。

(2) 家事第4部における各係に対する上記雑事件の分配は、基本となる事件が係属していた場合にはその係に分配すること及び基本となる事件がない場合には

受理の順序に従い、家事事件分配表に定める割合によることを原則とするほか、家事第4部において定める。

(関連事件のある場合)

第12条 事件の分配後、関連事件が二以上の部又は係に係属していることが判明したときなど特に必要のあるときには、関係裁判官の協議により、事件を他の部又は係に割り替えることができる。これにより割り替えをしたときは、家事事件分配表の区分に従い、その後に受理される同一区分の事件をもって、各部又は係に対する事件の分配が均等になるよう、新件をもって調整する。

(回避)

第13条 裁判官は、除斥事由又は忌避事由があるときは、常任委員会の承認を得て、回避することができる。

第2節 少年部

(合議事件の分配)

第14条 法律において合議体で審判又は審理すべきものと定められた事件は、受理の順序に従い、少年第1部及び少年第2部に分配する。

2 前項の定めにかかわらず、少年法第17条の2に定める異議申立て事件（以下「観護措置異議事件」という。）については、少年第1部及び少年第2部に分配するほか家事部にも分配する。

3 合議体で審判又は審理をする旨の決定をした事件は、当該事件を受けた部が処理する。この場合において、当該単独事件を担当していた裁判官に対する単独事件の割当ての調整はしない。

(少年保護事件の分配)

第15条 少年保護事件を交通関係事件（道路交通法違反事件、刑法第208条の2に該当する事件、車両運転による刑法第209条から第211条までに該当する事件及び交通関係の特別法違反事件をいう。以下同じ。）及び交通関係事件以外の事件（以下「一般事件」という。）とに区分する。

2 一般事件は、次の種別ごとに（一括送致された簡易送致事件については、送致ごとに）、少年第1部及び少年第2部に順次分配する（以下この節における事件の分配及び割当ては、別紙第4の少年事件分配割合表のほか、当該部において定める。）。

(1) 身柄事件

ア 少年の住居が本庁の管轄区域内にあるもの

イ 少年の住居が本庁の管轄区域外にあるもの

(2) 在宅事件

ア 少年の住居が本庁の管轄区域内にあるもの

イ 少年の住居が本庁の管轄区域外にあるもの

ウ 少年の住居が定まらないもの

(3) 簡易送致事件

3 前項において基準となる少年の住居は、送致書又は通告書に記載された住居による。少年の住居が送致書又は通告書により定まらないときは、送致書又は通告書に記載された保護者の住居を基準とする。

4 交通関係事件は、少年第2部に分配する。

5 一般事件と交通関係事件とが同一記録によって送致されたときは、次に定めるところにより分配する。

(1) 道路交通法第68条に該当する事件と当該事件の同一機会に行われた刑法第95条第1項又は刑法第261条に該当する事件とが同一記録によって送致されたときは、少年第2部に分配する。

(2) 刑法第208条の2に該当する事件と一般事件とが同一記録によって送致されたときは、少年第2部に分配する。

(3) 交通関係事件とそれと関係がある刑法第103条に該当する事件（隠避に限る。）とが同一記録によって送致されたときは、少年第2部に分配する。

(4) (1)から(3)までに定める事件以外の交通関係事件と一般事件とが同一記録によ

って送致されたときは、第2項に定めるところにより分配する。

(複数の少年の送致事件の分配)

第16条 2人以上の少年が同一記録によって送致され、又は通告された事件は、そのすべてにつき、送致書又は通告書の最初に記載された少年の事件が分配されるべき部に分配する。

(追送致事件等の取扱い)

第17条 少年保護事件が現に係属している少年について、新たに送致された事件が当該前件の係属している部以外の部に分配されたときは、関係部の協議により、前件又は新件をいずれかの部に割り替えることができる。ただし、いずれかの事件が身柄付きであるときは、原則として身柄事件に係属している部に割り替える。

2 前項の定めにより割り替えをしたときは、新件をもって調整する。

(原則検察官送致事件の割当て)

第18条 少年法第20条第2項に該当する事件は、分配を受ける部に属する判事及び判事の権限を有する判事補に割り当てる。

(差戻し事件等の分配)

第19条 差戻しを受けた事件、地方裁判所等からの移送事件及び検察官からの再送致事件は、第15条の定めにかかわらず、原裁判をした裁判官が属する部以外の少年第1部及び少年第2部に順次分配する(当該事件が単独事件のときは、兼務の裁判官に対する事件の割当てはしない。)

(分配事件等の不均等の調整)

第20条 第15条及び第16条の定めによる分配の結果、少年第1部と少年第2部との間に分配件数の不均等が生じたときは、それぞれの種別ごとに新件をもって調整する。

2 第16条から第18条までの定めによる分配及び割当ての結果、分配件数の不均等が著しくなったときは、部の裁判官の協議によって調整する。

(少年共助事件の分配)

第21条 一般事件に関する少年共助事件は、少年第1部に5分の3、少年第2部に5分の2の割合で、順次分配する。

2 交通関係事件に関する少年共助事件は、少年第2部に分配する。

3 一般事件と交通関係事件とが同一記録となっている少年共助事件は、少年第2部に分配する。

(少年雑事件、同行状、観護措置の分配)

第22条 令状に関する事務並びに事件分配前の同行状の発付及び観護措置は、少年部の裁判官の協議によって別に定める観護措置等当番裁判官（以下「当番裁判官」という。）が処理する。

2 事件分配前の観護措置の取消しは、当該観護措置決定をした裁判官が行う。ただし、当該決定をした裁判官に差し支えがあるときは、当番裁判官が処理する。

3 観護措置異議事件の分配については、家事部及び少年部の裁判官の協議によって別に定めるところによる。

4 刑事訴訟法第429条による準抗告事件（以下「準抗告事件」という。）は、原決定をした裁判官が属する部以外の少年第1部及び少年第2部に順次分配する。

5 前4項に定める事件以外の雑事件は、本案事件が係属する部に分配する。

(準少年保護事件の分配)

第23条 準少年保護事件は、当該少年保護事件を処理した裁判官が当時属していた部に分配する。ただし、非行事実の不存在を理由とする保護処分取消し事件は、原決定をした裁判官以外の裁判官に割り当てる。

(事件の割替え)

第24条 事件の分配後に関連事件が二以上の部に係属していることが判明したとき、又は割当てを受けた裁判官において他の部において処理するのが相当であると判断したときは、関係部の協議により、一の部から他の部に割り替えることができる。この場合においては、新件をもって調整する。

(除斥、忌避及び回避に関する事件の分配)

第25条 少年部の事件における職員に対する除斥，忌避及び回避に関する事件は，当該職員が属する部が少年第1部のときは少年第2部に，少年第2部のときは少年第1部に分配する。

第3節 共通事項

第26条 年度の当初における事件の分配は，前年度において最後に分配を受けた部又は係の次の部又は係から行う。

2 裁判事務の分配について疑義が生じたときは，家事部の事件については家事部に属する裁判官が，少年部の事件については少年部に属する裁判官が，それぞれ協議して処理する。

第3章 裁判事務の代理

(裁判事務の代理)

第27条 合議事件の裁判長（部総括裁判官）に差し支えがあるときは，別紙第1の「代理順序」欄記載の順序（ただし，家事第3部の遺産分割係及び財産管理係並びに家事第4部の人事訴訟係及び後見係においては，その係ごとの「代理順序」欄記載の順序）に従って，当該裁判長が属する部の裁判官が代理する。

2 合議事件の陪席裁判官に差し支えがあるときは，当該裁判官が属する部の他の裁判官がその協議により代理し，当該裁判官が属する部に代理することができる裁判官がないときは，家事部の事件については家事部に属する裁判官がその協議により，少年部の事件については少年部に属する裁判官がその協議により，それぞれ代理する。

3 単独事件の裁判官に差し支えがあるときは，当該裁判官が属する部の他の裁判官がその協議により代理する。ただし，特別の事情があるときは，家事部の事件については家事部に属する裁判官の協議により，少年部の事件については少年部に属する裁判官の協議により，他の部に属する裁判官に代理させることができる。

4 前2項の定めにより代理すべき裁判官を定めることができないときは，所長の指名する裁判官が代理する。

(観護措置異議事件の処理の代理)

第28条 前条の定めにかかわらず、観護措置異議事件の処理につき裁判官に差し支えがあるときは、家事部及び少年部の裁判官の協議によって別に定めるところにより代理する。

第2編 堺支部

第1章 係の設置、裁判官の配置及び開廷日割

(係の設置)

第29条 大阪家庭裁判所堺支部に、合議係、家事係、人事訴訟係、少年係を置き、家事係に1係から5係まで、人事訴訟係に1係及び2係、少年係に1係から6係までの各係を置く。

(裁判官の配置)

第30条 裁判官を別紙第5記載のとおり配置する。

(開廷日割)

第31条 各係の開廷日割は、次のとおりとする。

- (1) 合議係 随時
- (2) 家事係、人事訴訟係、少年係 毎日

第2章 裁判事務の分配

第1節 合議係

(合議事件の分配)

第32条 法律において合議体で審判又は審理及び裁判すべきものと定められた事件は、合議係に分配する。

2 合議体で審判又は審理及び裁判をする旨の決定をした事件は、合議係が処理する。この場合において、当該単独事件を担当していた係に対する単独事件の分配の調整はしない。

3 合議体の構成は、合議係の裁判官が、下級裁判所事務処理規則の定めに従って、協議して定める。

第2節 家事係

(差戻事件及び再審事件の分配)

第33条 審判事件に関する差戻事件及び再審事件並びに審判及び調停事件に関する執行関係訴訟事件に関する差戻事件及び再審事件は、受理の順序に従い、別紙第6の堺支部事件分配割合表（以下「堺支部事件分配表」という。）に定める割合により、1係、3係、4係及び5係に、それぞれ分配する。ただし、原裁判をした裁判官の係には分配しない。

(家事審判事件の分配)

第34条 即日審判事件（子の氏変更許可事件、相続放棄申述受理事件、保護者選任事件のうち、即日処理をすることができるもので、家事係の裁判官の協議によって定める基準を満たすもの。）は、堺支部事件分配表の定める割合を基準として、1係、3係、4係及び5係の裁判官の協議により、当該日の担当と定められた係に事件を分配する。

2 家事審判事件（即日審判事件を除く。）は、堺支部事件分配表の事件の区分ごとに、受理の順序に従い、同表に定める割合により、1係、3係、4係及び5係に分配する。ただし、現に係属する事件の関連事件は当該係に、調停から移行した別表第二審判事件は、調停事件に係属していた係に、同一被相続人に係る相続の承認又は放棄の期間の伸長申立事件、相続の限定承認申述事件及び相続放棄申述事件は前件を処理した係に、成年後見事件及び財産管理事件の関連事件については、基本事件を処理した係に、それぞれ分配する。

3 児童虐待の防止等に関する法律の規定による臨検捜索許可状の請求事件については、大阪家庭裁判所堺支部の裁判官の協議によって別に定める臨検捜索許可状当番裁判官に分配する。

(家事調停事件の分配)

第35条 家事調停事件は、堺支部事件分配表の事件の区分ごとに、受理の順序に従い、同表に定める割合により、1係、2係、3係、4係及び5係に分配する。

ただし、現に係属する事件の関連事件は当該係に、審判から調停に付された別表第二調停事件は審判事件に係属していた係に、それぞれ分配する。

(執行関係訴訟事件の分配)

第36条 家事事件に関する執行関係訴訟事件は、受理の順序に従い、堺支部事件分配表に定める割合により、1係、3係、4係及び5係に分配する。

(共助事件の分配)

第37条 家事事件に関する共助事件は、受理の順序に従い、堺支部事件分配表に定める割合により、1係、3係、4係及び5係に分配する。

(雑事件(除斥、忌避に関する事件を除く。))の分配)

第38条 除斥、忌避に関する事件を除く家事事件に関する雑事件は、基本となる事件に係属した係(合議係を含む。)に分配する。ただし、基本となる事件がないものについては、受理の順序に従い、堺支部事件分配表に定める割合により、1係、3係、4係及び5係に分配する。

第3節 人事訴訟係

(差戻事件及び再審事件の分配)

第39条 人事訴訟関係事件及び損害賠償事件並びにこれらの事件に関する執行関係訴訟事件に関する差戻事件及び再審事件は、受理の順序に従い、堺支部事件分配表に定める割合により、1係及び2係に分配する。

(人事訴訟関係事件及び損害賠償事件の分配)

第40条 人事訴訟関係事件(人事訴訟を本案とする保全命令事件を除く。)及び損害賠償事件は、1係に分配し、人事訴訟を本案とする保全命令事件は、受理の順序に従い、堺支部事件分配表に定める割合により、1係及び2係に分配する。

(執行関係訴訟事件の分配)

第41条 人事訴訟関係事件及び損害賠償事件に関する執行関係訴訟事件は、1係に分配する。

(共助事件の分配)

第42条 人事訴訟関係事件及び損害賠償事件に関する共助事件は、1係に分配する。

(雑事件(除斥, 忌避に関する事件を除く。))の分配)

第43条 除斥, 忌避に関する事件を除く人事訴訟関係事件及び損害賠償事件に関する雑事件は、基本となる事件が係属した係(合議係を含む。)に分配する。ただし、基本となる事件がないものについては、受理の順序に従い、堺支部事件分配表に定める割合により、1係及び2係に分配する。

第4節 少年係

(少年保護事件の分配)

第44条 少年保護事件は、堺支部事件分配表の事件の区分ごとに、受理の順序に従い、同表に定める割合により1係, 2係, 3係, 4係, 5係及び6係に分配する。ただし、少年保護事件が現に係属している少年について、新たに送致された事件は、前件の係属している係に分配する。これにより事件を分配したときは、堺支部事件分配表の事件の区分ごとに新件で調整する。

2 差戻しを受けた事件, 地方裁判所からの移送事件及び検察官からの再送致事件(所在不明を理由とする再送致事件を除く。)は、前項の規定にかかわらず、原決定をした裁判官以外の裁判官に分配し、その区分に応じて新件で調整する。

3 関連事件が係を別にして係属するときは、裁判官の協議により、これを一の係に割り替えることができる。事件を割り替えたときは、その区分に応じて新件で調整する。

4 事件受理時, 裁判所に同行され, 又は逮捕され, 若しくは勾留されている少年に対する観護措置は、大阪家庭裁判所堺支部の裁判官の協議によって定める観護措置当番裁判官(以下「当番裁判官」という。)に分配する。ただし、当番裁判官が差戻し前の原決定をした裁判官であるときは、この限りでない。

(準少年保護事件の分配)

第45条 準少年保護事件は、堺支部事件分配表に定める割合により4係, 5係及

び6係に分配する。ただし、非行事実の不存在を理由とする保護処分 of 取消し事件は、原決定をした裁判官以外の裁判官に分配する。

(少年雑事件の分配)

第46条 少年雑事件は、受理の順序に従い、堺支部事件分配表に定める割合により、1係、2係及び3係に分配する。ただし、少年法第43条第1項ただし書に基づく勾留に代わる措置請求事件及び各種令状の請求事件並びにこれに関連する事件は、裁判官の協議によって定める当番裁判官に分配する。

(少年共助事件の分配)

第47条 少年共助事件は、受理の順序に従い、堺支部事件分配表に定める割合により、1係、2係及び3係に分配する。

第5節 共通事項

第48条 年度の当初における事件の分配は、前年度において最後に分配を受けた係の次の係から行う。

2 裁判事務の分配について疑義が生じたときは、家事部の事件については家事部に属する裁判官が、少年部の事件については少年部に属する裁判官が、それぞれ協議して処理する。

第49条 家事係及び人事訴訟係の事件で裁判官が回避を申し出た事件については、常任委員会の承認を得て回避し、他の係に割り替えることができる。これにより割替えをしたときは、新件をもって調整しない。

第3章 裁判事務の代理

第50条 裁判官に差し支えがある場合は、合議係に所属する裁判官が協議により相互に代理する。

第51条 前条の定めにより難い特別の事情があるときは、支部長が定める裁判官が代理する。

第3編 岸和田支部

第1章 裁判官の配置及び開廷日割

第52条 裁判官の配置及び開廷日割は、次のとおりとする。

(1) 家事係（毎日開廷）

裁判官（支部長） 三 木 昌 之

裁判官 細 島 秀 勝

裁判官 渡 邊 央 子

(2) 人事訴訟係（随時）

裁判官 寺 垣 孝 彦

(3) 係に配置しない裁判官

裁判官 中 里 敦

裁判官 吉 岡 真 一

裁判官 谷 地 伸 之

第2章 裁判事務の分配

第53条 家事審判事件、家事調停事件、人事訴訟事件、共助事件及び雑事件の分配は、別紙第7の事件分配割合表の事件の区分ごとに、原則として、受理の順序に従い分配する。この場合において、年度の当初における事件の分配は、前年度において最後に分配を受けた裁判官の次の裁判官から行う。

第54条 差戻しを受けた事件及び再審事件は、原裁判をした裁判官以外の裁判官に分配する。

第55条 合議体で審判又は審理及び裁判をするのが相当と認める事件は、堺支部に回付する。回付の手続については、堺支部及び岸和田支部の協議によって定めるところによる。

第56条 裁判官及び参与員に対する除斥又は忌避に関する事件並びに家庭裁判所調査官及び家事調停委員に対する除斥事件は、堺支部に回付する。

第57条 裁判官が回避を申し出た事件については、常任委員会の承認を得て回避し、他の裁判官に割り替えることができる。

第3章 裁判事務の代理

第58条 裁判に差し支えがあるときには、当該裁判官を除くその他の裁判官の協議により定める裁判官が代理する。これにより難しいときは、支部長の指名する裁判官が代理する。

第59条 前条の定めにより難しい特別の事情があるときは、常任委員会が定める裁判官が代理する。

第4編 司法行政事務の代理順序等

(司法行政事務の代理順序)

第60条 所長に差し支えがあるときは、裁判官川谷 道郎，同氷室 眞がこの順序で代理する。

2 堺支部長に差し支えがあるときは、裁判官中村昭子，同寺本佳子がこの順序で代理する。

3 岸和田支部長に差し支えがあるときは、裁判官細島秀勝，同渡邊央子がこの順序で代理する。

4 部の事務を総括する裁判官に差し支えがあるときは、別紙第1の「代理順序」欄記載の順序に従って、当該部の事務を総括する裁判官が属する部の裁判官が代理する。

(事件の回付)

第61条 本庁若しくは支部において処理するのが相当でない事件又は他の支部若しくは本庁で処理するのが相当である事件については、常任委員会の承認を得て、当該事件を他の支部又は本庁に回付することができる。

2 前項の定めにかかわらず、関連事件について関係裁判官が協議して回付するとき及び管轄区域の定め反して提起等された事件について当該事件を本来審理すべき本庁又は支部に回付するときは、常任委員会の承認を得ることを要しない。

3 第1項の定めにかかわらず、少年保護事件については、次に定めるところに従い回付を行うことができ、この場合には常任委員会の承認を得ることを要しない。

(1) 本庁に送致等のあった少年保護事件のうち、少年の住居が堺支部の管轄区域

内にあるとき、少年の住居が定まらない場合においてその保護者の住居が堺支部の管轄区域内にあるとき又は少年に対して堺支部において試験観察を実施しているときは、所長の承認を得ることにより、当該事件を堺支部に回付することができる。

- (2) 堺支部に送致等のあった少年保護事件のうち、少年の住居が本庁の管轄区域内にあるとき、少年の住居が定まらない場合においてその保護者の住居が本庁の管轄区域内にあるとき又は少年に対して本庁において試験観察を実施しているときは、堺支部長の承認を得ることにより、当該事件を本庁に回付することができる。

附 則

この定めは、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この定めは、平成25年4月1日から施行する。ただし、同年3月25日付けの別紙第1（本庁裁判官配置表）については、同日から施行する。

(別紙第1)

本庁裁判官配置表

平成25年3月25日

部・係		裁判官の配置		代理順序
家事第1部	A係	総括 判事	川谷 道郎	
	B係	判事補 (特例)	小松 美穂子	2
	C係	判事	大淵 茂樹	1
家事第2部	A係	総括 判事	坂倉 充信	
	B係	判事補 (特例)	長島 寧子	2
	C係	判事	山本 正道	1
家事第3部	遺産分割A係	総括 判事	松本 清隆	
	遺産分割B係	判事	川口 泰司	1
	遺産分割C係	判事	川畑 公美	2
	財産管理A係	判事	川口 泰司	1
	財産管理B係	判事	川畑 公美	2
	財産管理C係	判事	松本 清隆	
家事第4部	人事訴訟A係	総括 判事	村岡 寛	
	人事訴訟B係	判事	黒田 豊	1
	人事訴訟D係	判事	大島 道代	2
	後見A係	判事	大島 道代	2
	後見B係	判事	黒田 豊	1
	後見C係	判事	村岡 寛	
		(兼) 判事	松本 清隆	
		(兼) 判事	川口 泰司	
		(兼) 判事	川畑 公美	
		(兼) 判事	山本 正道	
		(兼) 判事	大淵 茂樹	
		(兼) 判事補 (特例)	長島 寧子	
	(兼) 判事補 (特例)	小松 美穂子		
少年第1部	イ係	総括 判事	岡田 信	
		(兼) 判事	氷室 眞	1
		(兼) 判事	酒井 康夫	2
	ロ係	判事補	井上 善樹	
ハ係	(兼) 判事	岡田 信		
少年第2部	イ係	甲 総括 判事	氷室 眞	
		乙 (兼) 判事	岡田 信	1
	ロ係	(兼) 判事補	井上 善樹	
	ハ係	判事補	倉重 龍輔	
	ニ係	判事	酒井 康夫	
	交通係	判事	氷室 眞	
		判事	酒井 康夫	2
判事補		南 うらら		
(兼) 判事補		井上 善樹		
	判事補	倉重 龍輔		

(別紙第1)

本庁裁判官配置表

平成25年4月1日

部・係		裁判官の配置		代理順序	
家事第1部	A係	総括 判事	川谷道郎		
	B係	判事	中島栄	1	
	C係	判事	大淵茂樹	2	
家事第2部	A係	総括 判事	坂倉充信		
	B係	判事補(特例)	長島寧子	2	
	C係	判事	山本正道	1	
	D係	判事補(特例)	姥迫浩司	3	
家事第3部	遺産分割A係	総括 判事	松本清隆		
	遺産分割B係	判事	川口泰司	1	
	遺産分割C係	判事補(特例)	八槇朋博	2	
	財産管理A係	判事	川口泰司	1	
	財産管理B係	判事補(特例)	八槇朋博	2	
	財産管理C係	判事	松本清隆		
家事第4部	人事訴訟A係	総括 判事	村岡寛		
	人事訴訟B係	判事	久保井恵子	1	
	人事訴訟D係	判事	薮崇司	2	
	後見A係	判事	薮崇司	3	
	後見B係	判事	久保井恵子	2	
	後見C係	判事	村岡寛		
	後見D係	判事	白神恵子	1	
	後見E係	(兼)判事	酒井康夫		
少年第1部	イ係	総括 判事	岡田信		
		(兼)判事	氷室眞	1	
		(兼)判事	酒井康夫	2	
	ロ係	判事補	井上善樹		
ハ係	判事補	南うらら			
少年第2部	イ係	甲	総括 判事	氷室眞	
		乙	(兼)判事	岡田信	1
	ロ係	(兼)判事補	井上善樹		
	ハ係	二係	判事補	倉重龍輔	
		判事	酒井康夫		
	交通係	判事	氷室眞		
		判事	酒井康夫	2	
		(兼)判事補	南うらら		
(兼)判事補		井上善樹			
	判事補	倉重龍輔			

用語例

1 即日審判事件

次の審判事件のうち、受付の当日、事件関係人が出頭し、即日に審理を開始することができるものであって、家事部の裁判官の協議によって定める基準を満たすもの

- (1) 子の氏の変更許可
- (2) 相続放棄の申述受理
- (3) 名の変更許可
- (4) 精神障害者保護者選任（扶養に関する処分を含む。）
- (5) 氏の変更許可
- (6) 相続の承認・放棄の期間伸長
- (7) 養親死亡後の離縁許可
- (8) 遺言執行者選任
- (9) 遺留分放棄

2 遺産分割事件

遺産分割の審判及び調停事件

3 遺産関係事件

遺留分減殺請求（申立てをもって減殺請求権の行使に代える場合）、遺留分減殺請求に基づく紛争（減殺請求権が既に行使されている場合）、遺産に関する紛争（遺産の有無、範囲、帰属に関する紛争及び実質的には遺産分割が問題となっているが別表第二事件としては適さない紛争）、遺産分割後の紛争（協議内容の履行に関する紛争）及び遺産分割協議無効確認、相続回復請求及び被認知者の価額請求の各調停事件

4 児福28条事件

児童福祉法第28条第1項の措置承認事件及び同条第2項ただし書の更新承認事件

5 後見事件

家事事件手続法別表第一の第1項ないし第54項，第70項ないし第83項及び第111項ないし第121項の事項の審判事件

6 財産管理事件

家事事件手続法別表第一の第55項，第90項（ただし，民法926条第2項，第936条第3項及び第940条第2項において，民法918条第2項及び第3項を準用する場合を除く。）及び第96項ないし第101項の事項の審判事件

7 親権制限審判等事件

親権喪失，親権停止又は管理権の喪失の審判事件（家事事件手続法別表第一の第67項）及びこれらを本案とする保全処分申立事件のうち，検察官又は児童相談所長の申立てに係るもの

8 保全処分を伴う親権制限審判事件

保全処分を伴う親権喪失，親権停止又は管理権の喪失の審判事件のうち，7の親権制限審判等事件を除くもの

9 遺言書の検認等事件

家事事件手続法別表第一の第102項及び第103項の審判事件

10 保全処分を伴う子を巡る事件

保全処分を伴う子の引渡し，子の監護者の指定又は親権者の指定・変更事件

11 その他の別表第一審判事件

即日審判事件，児福28条事件，後見事件，6の財産管理事件，7の親権制限審判等事件，8の保全処分を伴う親権制限審判事件，遺言書の検認等事件及び10の保全処分を伴う子を巡る事件を除く別表第一審判事件

12 その他の別表第二審判事件

遺産分割事件及び保全処分を伴う子を巡る事件を除く別表第二審判事件

1 3 別表第二調停事件

家事事件手続法別表第二の各事項のうち、遺産分割事件及び保全処分を伴う子を巡る事件を除く調停事件

1 4 277条事件

家事事件手続法第277条の事件

1 5 その他の調停事件

遺産分割事件、遺産関係事件、別表第二調停事件、277条事件及び保全処分を伴う子を巡る事件を除く調停事件

1 6 執行関係訴訟事件

執行文付与の訴え、執行文付与に対する異議の訴え、請求異議の訴え及び第三者異議の訴えの各訴訟事件

1 7 人事訴訟関係事件

人事訴訟事件、人事訴訟を本案とする保全命令事件、人事訴訟に関する証拠保全事件及び提訴前証拠収集処分申立事件

1 8 損害賠償請求事件

人事訴訟に係る請求の原因である事実によって生じた損害の賠償に係る訴訟事件

以上

事件区分	審判										調停				訴訟				共助		雑																	
	即日審判事件	遺産分割事件	児童福祉法28条事件 更新承認事件 指図承認事件	後見事件	財産管理事件	親権制限審判等事件 ※1	保全処分を伴う親権制限審判事件 ※2	遺言書の検認等事件	遺留分の算定に係る合意の許可審判事件	その他の別表第一審判事件	その他の別表第二審判事件 (調停から移行した事件を除く)	児童虐待防止法の臨検捜索令状	保全を伴う子を巡る事件	遺産分割事件	遺産関係事件	別表第二調停事件	277条事件 ※3	その他の調停事件 ※3	人事訴訟事件	人事訴訟事件 保全命令事件	人事訴訟事件 証拠保全事件	執行関係事件 遺産分割・遺産関係事件に関する事件	執行関係事件 遺産分割・遺産関係事件に関する事件	人事訴訟事件 人事訴訟・損害賠償請求事件 に関する事件	人事訴訟事件 人事訴訟・損害賠償請求事件 に関する事件	遺産分割・遺産関係事件に関する事件	後見事件に関する事件	財産管理事件に関する事件	その他の審判・調停に関する事件	人事訴訟・損害賠償請求事件に関する事件	基本となる事件のない審判・調停事件に関する事件	人事訴訟・損害賠償請求事件に関する事件						
第1部	全体	2/9		3/7	3/7			3/7	2/6	8/31		2/6	3/7	3/7	3/7	3/7	3/7							3/7				3/7		3/7								
	A			1/7	1/7			1/7				1/7	1/7	1/7		1/7	1/7						1/7				1/7		1/7									
	B	1/9		1/7	1/7			1/7	1/6	4/31		1/6	1/7	1/7	1/7	1/7	1/7						1/7				1/7		1/7									
第2部	全体	4/9		4/7	4/7			4/7	4/6	16/31		4/6	4/7	4/7	4/7	4/7	4/7						4/7				4/7		4/7									
	A	1/9		1/7	1/7			1/7	1/6	4/31		1/6	1/7	1/7	1/7	1/7	1/7						1/7				1/7		1/7									
	B	1/9		1/7	1/7			1/7	1/6	4/31		1/6	1/7	1/7	1/7	1/7	1/7						1/7				1/7		1/7									
	C	1/9		1/7	1/7			1/7	1/6	4/31		1/6	1/7	1/7	1/7	1/7	1/7						1/7				1/7		1/7									
	D	1/9		1/7	1/7			1/7	1/6	4/31		1/6	1/7	1/7	1/7	1/7	1/7						1/7				1/7		1/7									
第3部	全体	3/9	全			全		7/31	全				全	全								全			全		全											
	遺産分割	A	1/9	1/3					1/3				1/3	1/3								1/3			1/3													
	B	1/9	1/3					7/31	1/3				1/3	1/3								1/3			1/3													
	C	1/9	1/3						1/3				1/3	1/3								1/3			1/3													
第4部	財産管理	A					1/3																				1/3											
	B						1/3																				1/3											
	C						1/3																				1/3											
	全体				全														全	全	全	全			全		全					全			全			
	人事訴訟	A																	1/3					1/3				1/3					1/3			1/3		
	B																		1/3	1/2	1/2	1/2		1/3			1/3					1/3			1/3			
	D																		1/3	1/2	1/2	1/2		1/3			1/3					1/3			1/3			
後見	A						4/75																			4/75												
B							4/75																			4/75												
C							4/75																			4/75												
D							48/75																			48/75												
E							15/75																			15/75												

※1「親権制限審判等事件」の範囲については、「用語例」の7を参照。

※2「保全処分を伴う親権制限審判事件」の範囲については、「用語例」の8を参照。

※3 家事4部においても、家事4部の裁判官の判断により、同部に係属する人事関係訴訟及び損害賠償請求事件に関連する277条事件及びその他の調停事件を処理することができる。

※4 家事4部において成立した調停事件に関する執行関係訴訟は、家事4部において処理する。

※5 家事4部において成立した調停事件に関するものを含む。

少年事件分配割合表

事件区分			担当係			第1部			第2部				
			イ係	ロ係	ハ係	イ係		ロ係	ハ係	ニ係	交通係		
						甲	乙						
1 一般事件	(1) 身柄事件	ア 少年の住居（少年の住居が定まらない場合は、保護者の住居。以下同じ。）が本庁管轄区域内の事件	1/2			1/2							
		イ 少年の住居が本庁管轄区域外の事件	1/2		1/2	1/2			1/2				
	(2) 在宅事件	ア 少年の住居が本庁管轄区域内の事件	1/2			1/2							
		イ 少年の住居が本庁管轄区域外の事件											
		ウ 少年及び保護者の住居が定まらない事件	1/2		1/2	1/2			1/2				
	エ 簡易送致事件	1/2			1/2								
2 交通関係事件。ただし、交通関係事件が一般事件と同一記録によって送致された場合において、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは交通関係事件と同様に分配し、それ以外のときは1により分配する。 (1) 道路交通法68条に該当する事件が当該事件と同一の機会に行われた刑法95条1項又は同法261条に該当する事件と同一記録によって送致されたとき。 (2) 刑法208条の2に該当する事件が一般事件と同一記録によって送致されたとき。 (3) 交通関係事件がそれと関係がある刑法103条に該当する事件（隠避に限る。）と同一記録によって送致されたとき。			全				全						

全
(各裁判官の事務分配については、交通係の裁判官の協議による。)

(注) 各係に記載した割合は、部の中での基本的な分配割合を示す。

堺支部裁判官配置表

係		裁判官の配置
合議係	裁判長	判事 (支部長) 中村 哲
	判事	中村 昭子
	判事	寺本 佳子
	判事	松井 修
	判事	青木 美佳
	判事	高杉 昌希
	判事補	佐藤 薫
	判事補	吉田 真紀
	判事補	岡田 卓
家事	第1係	判事 寺本 佳子
	第2係	判事 (支部長) 中村 哲
	第3係	判事 中村 昭子
	第4係	判事 中村 昭子
	第5係	判事 中村 昭子
人訴	第1係	判事 寺本 佳子
	第2係	判事 中村 昭子
少年	第1係	判事 青木 美佳
	第2係	判事 松井 修
	第3係	判事 高杉 昌希
	第4係	判事補 佐藤 薫
	第5係	判事補 吉田 真紀
	第6係	判事補 岡田 卓

堺支部事件分配割合表

家事関係

	審判事件		調停事件				訴訟等					共助事件		雑事件		差戻・再審			
	別表第一 審判事件 即決	第一 審判事件 即決以外	別表第二 審判事件	一般	遺産 分割	その 他の別表第二 調停事件	人事訴訟関係事件				損害賠償 事件	執行 関係 事件 審判・ 調停に 関する もの	審判・ 調停に 関する もの	人訴・ 損害賠償 に 関する もの	審判・ 調停に 関する もの	人訴・ 損害賠償 に 関する もの	び 行 件 審 判 並 び に 行 件 審 判 に 関 する 差 戻 事 件 及 び 民 事 再 審 事 件	再 審 事 件	人事訴訟 関係事件 、 損害賠償 事件 並 び に 行 件 審 判 に 関 する 差 戻 事 件 及 び 民 事 再 審 事 件
							人事訴訟	保全命令	証拠保全	提訴前証拠 収集処分									
							執行 関係 事件 審判・ 調停に 関する もの	執行 関係 事件 審判・ 調停に 関する もの	執行 関係 事件 審判・ 調停に 関する もの	執行 関係 事件 審判・ 調停に 関する もの									
家事係	第1係	2	1	1	1	1						1		1	1		1		
	第2係				1	1													
	第3係	1	1	1	1	1	1				1		1	1			1		
	第4係	1	1	1	1	1	1				1		1	1			1		
	第5係	1	1	1	1	1	1				1		1	1			1		
人訴係	第1係							1	2	1	1	1		1		1		1	
	第2係								3							1		1	

少年関係

	少年保護事件				その他の事件		
	身 柄 事 件	在宅事件		交通事件	準 少 年 保 護 事 件	少 年 共 助 事 件	少 年 雑 事 件
		一般 事件					
		一 般 ・ 交 通 と も	簡 易 送 致 以 外 の 在 宅				
第1係	1				1	1	
第2係	4	1	1	1	1	1	
第3係	1				1	1	
第4係			2		1		
第5係			2		1		
第6係			2		1		

岸和田支部事件分配割合表

事件区分		三木裁判官	細島裁判官	寺垣裁判官	渡邊裁判官	
審判	別表第一審判事件のうち、後見、財産管理及び児福法28条の承認を除く事件	全部				
	別表第一審判事件のうち、後見(開始後)、財産管理及び児福法28条の承認事件		全部			
	別表第一審判事件のうち、後見事件(開始まで)				全部	
	別表第二審判事件のうち、遺産分割事件	1/2	1/2			
	別表第二審判事件のうち、遺産分割事件を除く事件	2/5	2/5		1/5	
調停	別表第二調停事件のうち、遺産分割事件	1/2	1/2			
	別表第二調停事件のうち、遺産分割事件を除く事件	2/5	2/5		1/5	
	277条事件	2/5	2/5		1/5	
	その他の調停事件	2/5	2/5		1/5	
雑事件		全部				
共助事件		全部				
訴訟等	人事訴訟関係事件	人事訴訟			全部	
		保全命令			全部	
		証拠保全			全部	
		提訴前証拠収集処分			全部	
	損害賠償事件				全部	
	訴訟執行関係事件	審判・調停に関するもの	2/5	2/5		1/5
人訴・損害賠償に関するもの				全部		
児童虐待の防止等に関する法律に規定する臨検捜索許可状の請求事件			全部			
上記以外の家事事件		全部				